4　第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであつて、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第十五号までの規定は、適用しない。

一　前項第五号から第十号までの規定の例によること。

二　危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。

三　屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。

五　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ　随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ　煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

(1)　一の特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。

(2)　特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(3)　一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i)　特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

(ii)　一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4)　特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

六　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

七　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(ヒ)項イ又は(ム)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ　その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

ロ　その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

八　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一(ヒ)項イ又は(ム)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、令第九条第一項第一号イ又はロに掲げる建築物等の用途（以下「保安対象用途」という。）に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ　屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1)　指定数量の倍数が三十未満であること。

［新設］